

## 管理会社による公告の掲載について（お知らせ）

平成22年5月7日

- 第4回 アルゼンチン共和国 円貨債券（1996）保有者の皆様へ
- 第5回 アルゼンチン共和国 円貨債券（1999）保有者の皆様へ
- 第6回 アルゼンチン共和国 円貨債券（2000）保有者の皆様へ
- 第7回 アルゼンチン共和国 円貨債券（2000）保有者の皆様へ

アルゼンチン共和国による標記各債券の交換手続の開始に関して、債券の管理会社は、本日付で日本経済新聞に以下の公告を掲載いたしましたので、お知らせいたします。

### アルゼンチン共和国による債券の交換手続の開始に関する管理会社からのご注意

平成22年5月7日

- 第4回 アルゼンチン共和国 円貨債券（1996）保有者の皆様へ
- 第5回 アルゼンチン共和国 円貨債券（1999）保有者の皆様へ
- 第6回 アルゼンチン共和国 円貨債券（2000）保有者の皆様へ
- 第7回 アルゼンチン共和国 円貨債券（2000）保有者の皆様へ

平成22年5月3日、アルゼンチン共和国（以下「共和国」といいます。）は、標記各債券（以下「本債券」といいます。）を含む以下の対象債券について、対象債券と元本維持債等、又は元本削減債等（以下「新証券」といいます。）との交換手続（以下「エクステンジ・オファー」といいます。）を行う旨公告しました。新証券にかかる有価証券届出書及びその訂正届出書の記載によれば、共和国は、エクステンジ・オファーに応じない対象債券については支払を再開しないことを予想しているとのことであり、対象債券の債権者の権利に重大な影響を及ぼすと考えられますので、取り急ぎ、その概要についてお知らせ致します。

なお、この「ご注意」は、管理会社がエクステンジ・オファーにかかる本届出書が提出された事実等を債権者の皆様にご連絡することのみを目的として作成されたものであり、エクステンジ・オファーへの申込みをいかなる意味においても勧誘・推奨するものではありません。

共和国は、平成22年5月7日から5月12日を前期申込期間、5月13日から6月7日までを後期申込期間として、対象債券の債権者から交換の申込みを受け付けた後、前期申込に関しては5月18日頃、後期申込に関しては6月16日頃に新証券の割当結果を発表し、各々6月2日、8月2日以降に決済を行う模様です。なお、元本維持債には、発行額に限度があるようですのでご注意ください。

なお、エクステンジ・オファーの確定した日程、申込みの方法、申込取扱場所、必要書類及び新証券の金額、利率及び償還期限その他の詳細に関する情報につきましては、共和国による公告及び共和国から交付される新証券の目論見書等にてご確認ください（適宜お取引証券会社にもご照会下さい。）。

#### 対象債券

第4回アルゼンチン共和国円貨債券（1996）、第5回アルゼンチン共和国円貨債券（1999）、第6回アルゼンチン共和国円貨債券（2000）、第7回アルゼンチン共和国円貨債券（2000）、第8回アルゼンチン共和国円貨債券（円建元本維持債）（2005）、第9回アルゼンチン共和国円貨債券（円建元本削減債）（2005）

管理会社としては、これまでの共和国の対応に鑑みると、今回のエクステンジ・オファーは、本債券の回収を図る重要な機会の一つであると考えておりますが、新証券にかかる有価証券届出書及びその訂正届出書の記載によれば、元本の大幅な削減を伴う場合があり、本債券の債権者（以下「本債権者」といいます。）の権利に重大な影響を

与えるものであることから、本債権者におかれましては、共和国が交付する新証券の目論見書等をご覧頂き、エクステンジ・オファーへの申込みをされるか否かを、ご自身の責任において、慎重にご検討、ご判断頂きますようお願い申し上げます。なお、エクステンジ・オファーに申込みをされる場合は、申込期間が短期間であることから、十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

管理会社は、平成21年6月29日に共和国を被告とし、本債券の元金及び遅延損害金の支払を求める訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を東京地方裁判所に提起しております。管理会社は、今回のエクステンジ・オファーの成否にかかわらず、本件訴訟を維持する予定ですが、エクステンジ・オファーに応じる債権者が保有する本債券にかかる請求については、しかるべき時期に本件訴訟から取り下げることとなりますのでご注意ください。

なお、一部の管理会社は、債権者の皆様が今回のエクステンジ・オファーに申し込まれるに際して、または、申し込まれた後に、本件エクステンジ・オファーに関する事務手続が円滑に行われることを目的として、共和国より一定の事務を受託する予定です。しかしながら、かかる事務受託によっても、管理会社が本債権者のために共和国を被告として提起した訴訟、その他本債権者のために本債券に基づく権利を保全ないし行使することに関して管理会社が行う法律行為は何ら制約されるものではなく、したがって、かかる事務受託によって本債権者の権利が制約されることはありません。また、管理会社は、かかる事務受託に関して、必要とされる費用等を除き、いかなる報酬も受領いたしません。

#### 債券の管理会社

第4回債  
株式会社新生銀行  
株式会社三菱東京UFJ銀行  
株式会社みずほコーポレート銀行  
第5、6、7回債  
株式会社三菱東京UFJ銀行

#### （ご照会窓口）

株式会社新生銀行 I G管理部ミドル担当

03-5511-5612 午前9時～午後5時

URL:[http://www.shinseibank.com/investors/about/temporary\\_news/argentina/argentina\\_index.html](http://www.shinseibank.com/investors/about/temporary_news/argentina/argentina_index.html)

株式会社三菱東京UFJ銀行 シンジケーション部

03-5252-5601 午前9時～午後5時

URL:<http://www.bk.mufg.jp/info/argentine/index.html>

ご照会窓口

株式会社新生銀行 I G管理部ミドル担当

03-5511-5612 午前9時～午後5時